

# 愛知県マンション建替法関係市町村事務処理要綱

## （目的）

**第1条** この要綱は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法律」という。）の施行に関する事務処理市町村における事務処理及びこの事務に関する経費として交付する交付金について、必要な事項を定めることを目的とする。

## （用語の定義）

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事務処理市町村 愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55条）別表第12の13の項の下欄に掲げる市町村
- (2) 申請等 除却の必要性に係る認定申請（以下「認定申請」という。）、容積率の特例許可申請（以下「許可申請」という。）及び申請の取下げ
- (3) 申請者等 申請等を行う者
- (4) 通知書等 除却の必要性に係る認定通知書、容積率の特例許可通知書（許可しない旨の通知書を含む。）及び受理された申請取下げ届（以下「取下げ届」という。）に係る申請書の副本
- (5) 経由事務件数 当該年度の初日の属する年の1月1日から12月31日までに、認定申請にあつては愛知県建築局公共建築部住宅計画課（以下「住宅計画課」という。）に、許可申請にあつては当該市町村を管轄する建設事務所（以下「建設事務所」という。）において受理した申請書の件数

## （申請書の受付）

**第3条** 事務処理市町村の長は、申請等があったときは、別表に掲げる図書が整備されていること及び手数料納付金額を確認するものとする。ただし、認定申請及び申請の取下げについては、手数料納付金額の確認は要しない。

## （申請書の調査等）

**第4条** 事務処理市町村の長は、前条の書類について、申請地の地名及び地番の表示の適否を調査するほか、認定申請及び許可申請については現地調査票（様式第1）を作成し、前条の書類の正本に添付するものとする。

2 事務処理市町村の長は、許可申請については、その申請内容に対して意見書（様式第2）を作成し、前条の書類の正本に添付するものとする。

## （書類の送付等）

**第5条** 事務処理市町村の長は、第3条の書類の正本に、受付印を押印し、認定申請書及び認定申請に基づく取下げ届については住宅計画課へ、許可申請書及び許可申請に基づく取下げ届については建設事務所へ書類を送付するものとする。

## （通知書等の交付）

**第6条** 申請者等に交付する通知書等は、原則として申請等の受付をした事務処理市町村の長を経由するものとする。

2 事務処理市町村の長は、前項の規定に基づき住宅計画課又は建設事務所から通知書等が送付されたときは、申請者等に通知書等を交付するものとする。

**（現地調査等への協力）**

**第7条** 事務処理市町村の長は、県から現地調査等への協力依頼があったときは、協力するものとする。

**（交付金）**

**第8条** 知事は、事務処理市町村の長に対して毎年度予算の範囲内で次の各号に定める金額の交付金を交付するものとする。

(1) 認定申請

経由事務件数1件ごとに800円以内

(2) 許可申請

ア 基本額 12,000円

ただし、経由事務件数がない事務処理市町村については、交付金を交付しないものとする。

イ 経由事務件数が10件を超える1件ごとに800円以内

**（交付金の交付決定及び交付時期）**

**第9条** 交付金の交付決定及び交付時期については、市町村権限移譲交付金交付要綱第4の規定による。

**附 則**

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年2月18日から施行する。

この要綱は、令和7年5月9日から施行する。

## 別 表

| 区分                                                     | 書類の名称                                                        | 添 付 図 書                                                                                  | 書類の部数        |
|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 除却の必要性に係る認定申請<br>(法律第102条第1項関係のうち同条第2項第1号に係る申請)        | 除却の必要性に係る認定申請書<br>(規則様式第11及び12(木造の構造部分を有しないマンションについては第11のみ)) | (1) 集会の議事録の写し<br>(2) 専門機関の判定書の写し<br>(3) 事前相談の結果通知書の写し<br>(4) 付近見取図<br>(5) 配置図<br>(6) その他 | 正本1部<br>副本1部 |
| 除却の必要性に係る認定申請<br>(法律第102条第1項関係のうち同条第2項第2号から第5号までに係る申請) | 除却の必要性に係る認定申請書<br>(規則様式第11)                                  | (1) 集会の議事録の写し<br>(2) 付近見取図<br>(3) 配置図<br>(4) 調査報告書<br>(5) その他                            | 正本1部<br>副本1部 |
| 容積率の特例許可申請<br>(法律第105条第1項関係)                           | 許可申請書<br>(規則様式第15)                                           | (1) 付近見取図<br>(2) 配置図<br>(3) 各階平面図<br>(4) 立面図(二面以上)<br>(5) 断面図(二面以上)<br>(6) その他           | 正本1部<br>副本1部 |
| 申請の取下げ<br>(細則第3条関係)                                    | 申請取下げ届<br>(細則別記様式)                                           | 申請書の副本                                                                                   | 正本1部         |

## 現 地 調 査 票

第 号  
年 月 日

申請書に係わる現地を調査した結果は次のとおりです。

申請書の種類：

受 付 日 付： 年 月 日

受 付 番 号：

申 請 者 氏 名：

建 築 場 所：

## 1. 申請敷地に接する道路関係

- ① 道路 区分 幅員 基準法 指定番号 指定年月日
- 1) 国道・県道・市町村道・ ( . )m 42-1-( )・ ( )号 ( . . )  
私道・里道・その他の道 42-2・その他の道路
- 2) 国道・県道・市町村道・ ( . )m 42-1-( )・ ( )号 ( . . )  
私道・里道・その他の道 42-2・その他の道路
- 3) 国道・県道・市町村道・ ( . )m 42-1-( )・ ( )号 ( . . )  
私道・里道・その他の道 42-2・その他の道路
- 4) 国道・県道・市町村道・ ( . )m 42-1-( )・ ( )号 ( . . )  
私道・里道・その他の道 42-2・その他の道路
- 5) 国道・県道・市町村道・ ( . )m 42-1-( )・ ( )号 ( . . )  
私道・里道・その他の道 42-2・その他の道路
- ② ①の道路との間に水路等がある場合 水路の巾( . )m  
水路等占用許可：(有・無)  
「許可年月日： 年 月 日 許可番号： 号」 占用の巾( . )m

## 2. 敷地周辺の状況

- 名称 幅員
- 1) 公園・広場・川・水面・線路・その他 ( . )m
- 2) 公園・広場・川・水面・線路・その他 ( . )m

## 3. 地域・地区関係

① 都市計画区域：(内・外)「市街化区域・調整区域」、準都市計画区域：(内・外)

② 法第6条1項4号指定区域：(内・外)

③ 用途地域

- 用途地域 建蔽率 容積率 外壁後退
- 1) 一種低住・二種低住・一種中住・二種中住・一種住居・二種住居・準住居・ ( . )% ( . )% ( . )m  
田園住居・近隣商業・商業・準工業・工業・工業専用・指定なし
- 2) 一種低住・二種低住・一種中住・二種中住・一種住居・二種住居・準住居・ ( . )% ( . )% ( . )m  
田園住居・近隣商業・商業・準工業・工業・工業専用・指定なし
- 3) 一種低住・二種低住・一種中住・二種中住・一種住居・二種住居・準住居・ ( . )% ( . )% ( . )m  
田園住居・近隣商業・商業・準工業・工業・工業専用・指定なし
- 4) 一種低住・二種低住・一種中住・二種中住・一種住居・二種住居・準住居・ ( . )% ( . )% ( . )m  
田園住居・近隣商業・商業・準工業・工業・工業専用・指定なし
- 5) 一種低住・二種低住・一種中住・二種中住・一種住居・二種住居・準住居・ ( . )% ( . )% ( . )m  
田園住居・近隣商業・商業・準工業・工業・工業専用・指定なし

(第2面)

- ④防 火 地 域 等：(防火・準防火・指定なし・法22条)
- ⑤災 害 危 険 区 域：(内・外)
- ⑥高 度 地 区：(内・外) 「                  種」
- ⑦高度利用地区：(内・外)
- ⑧特 定 街 区：(内・外)
- ⑨地区計画区域：(内・外)
- ⑩建 築 協 定 区 域：(内・外)
- ⑪下水道処理区域：(内・外（予定処理区域・その他）  
「集中浄化槽・個別浄化槽・くみ取り・公設下水管・私設下水管・その他」
- ⑫宅 造 規 制 区 域：(内・外) 「許可年月日：                  年    月    日  
許 可 番 号：                                                  号」
- ⑬土地区画整理区域：(内・外) 「許可年月日：                  年    月    日  
許 可 番 号：                                                  号」 許可申請中(    )
- ⑭占 用 許 可 等：(有・無) 名称：  
「許可年月日：                  年    月    日    許可番号：                                                  号」
- ⑮そ の 他 の 区 域：(急傾斜地崩壊危険区域・旧住宅地造成事業・地すべり防止区域・河川区域・  
河川保全区域・風致地区・自然公園・近郊緑地保全区域・森林法保安林・文化財保護区域・  
土砂災害特別警戒区域)
- ⑯確 認 対 象 法 令：(港湾法臨港地区・流通業務地区・航空機騒音障害防止地区・  
に係る地域      自転車の安全利用で条例で定める区域)
- ⑰備考：

#### 4. 都市計画法関係

- ①開發許可(29条) : (有・無)
- ②建築許可(43条) : (有・無)
- 「許可年月日 : 年 月 日 許可番号 : 号」
- 「完了公告年月日 : 年 月 日 番号 : 号」
- 「制限解除年月日 : 年 月 日 番号 : 号」
- ③既存宅地 : (内・外) 「証明有無 : (有・無)」
- ④都市計画施設(53条) : (有・無)
- 名称 : 幅員 : ( . ) m
- 名称 : 幅員 : ( . ) m
- ⑤適合証明 : (内・外) 「証明有無 : (有・無)」

## 5. その他

- ①屋外広告物法：(支障有・支障無)  
②駐車場法：(支障有・支障無)  
③備考：

(備考)

作成者 担当課：（ ） 氏名（ ）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 意見書

第 号  
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

市町村長名

マンション建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定に基づく許可申請  
についての意見は、次のとおりです。

(意見)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。